

任意予防接種 50歳以上の戸田市民の方対象

※定期予防接種対象者(下部に記載)を除きます

带状疱疹ワクチン

令和8年

助成対象の接種期限

助成金の申請は
令和8年4月20日まで

3月31日まで

このチラシは、带状疱疹の**任意予防接種***助成金についてのお知らせです。

***任意予防接種**・・・予防接種法に定められていない予防接種や定期接種の年齢枠からはずれて接種するもので、個人予防として自らの意思と責任で接種を行うもの

定期予防接種・・・予防接種法で、対象者や接種期間が定められているもの

助成金額

詳細は裏面をご確認ください。



	乾燥弱毒生水痘ワクチン (ビケン)	乾燥組換え带状疱疹ワクチン (シングリックス)
ワクチンの種類	生ワクチン	組換えワクチン
助成額	4,000円	10,000×2回

予防接種による副反応等について

带状疱疹ワクチン任意予防接種は、ご自身の判断で接種を希望される方と接種医との相談により行われるものです。予防接種による効果や副反応等について、十分理解した上で接種をお願いします。健康被害が生じた場合は「独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済制度」による救済の対象となります。



令和7年4月から、予防接種法に基づく、带状疱疹の**定期予防接種**が始まりました。**定期予防接種**対象の方については、本チラシの制度はご利用いただけませんので、ご注意ください。

定期予防接種の対象は「昭和35、30、25、20、15、10、5年度、大正14年度および大正13年度以前」生まれの方となります。この年度生まれの方は**任意予防接種**ではなく**定期予防接種**として、接種出来ます。定期予防接種の詳細は、裏面の下部にある二次元コードからご覧いただけます。

助成費用の詳細は



または

戸田市 带状疱疹ワクチン 助成



で検索！

対象者

接種日に戸田市に住民登録をしている50歳以上で、令和6年4月1日～令和8年3月31日までに带状疱疹ワクチン予防接種を実施した方 **※定期予防接種対象者を除きます**

助成金額

※自己負担額＝医療機関で支払った額－助成金額 となります

ワクチンの種類	助成回数	助成金額 ※自己負担額ではありません
乾燥弱毒生水痘ワクチン (生ワクチン:ビケン)	1回	4,000円
乾燥組換え带状疱疹ワクチン (組換えワクチン:シングリックス)	2回	1回につき 10,000円



ワクチン接種医療機関

医療機関の指定はございません。 ※接種費用は医療機関により異なります

助成金申請方法

医療機関で予防接種を実施しましたら、医療機関窓口で接種費用を全額お支払いいただき、領収書や予防接種済証などを受け取りください。

○申請に必要なもの

- (1) 戸田市带状疱疹ワクチン任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書
 - (2) 「予防接種済証」または「予診票」
 - (3) 「領収書」(原本)または接種費用を支払ったことが確認できる書類(原本)
 - (4) 申請者(被接種者)の**認印(シャチハタ不可)**
 - (5) 申請者(被接種者)の**通帳**または**キャッシュカード**
- ※(4)(5)は福祉保健センター窓口で申請する際に必要です。

○注意事項

- ・本制度をご利用された方は、定期予防接種の対象外となります。
- ・費用助成は生涯一度限りです。
- ・申請書兼請求書は福祉保健センター窓口に設置しておりますが、戸田市ホームページからダウンロードすることも出来ます。

○申請期限

予防接種の接種日から1年以内 かつ 令和8年4月20日まで

定期予防接種について

戸田市独自で実施している**任意予防接種**費用の助成は、令和7年度接種をもって終了しますが、予防接種法に基づき実施する**定期予防接種**制度は継続されます。定期予防接種制度の対象者は、以下のとおりです。定期予防接種の詳細は、市ホームページをご確認ください。

定期 予防 接種 対象者	生まれた年度	令和7年度対象者 (本チラシの助成は対象外)	令和8年度 対象者	令和9年度 対象者	令和10年度 対象者	令和11年度 対象者	令和12年度 以降対象者
		昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	65歳の方
		昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	
		昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度	
		昭和20年度	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	
		昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	昭和18年度	昭和19年度	
		昭和10年度	昭和11年度	昭和12年度	昭和13年度	昭和14年度	
		昭和5年度	昭和6年度	昭和7年度	昭和8年度	昭和9年度	
		大正14年度	大正15年度 昭和元年度	昭和2年度	昭和3年度	昭和4年度	
		大正13年度以前					

定期予防接種についてはこちらをご確認ください

